

平成22年3月発行

【編集・発行】
大分県公民館連合会
大分市府内町3-10-1
電話 097-506-5528



これからの大分県公民館に期待すること



大分県公民館連合会

会長 中野 五郎

期待すること

皆様には、平素から公民館活動をおして心豊かな人づくり、地域の活性化をめざし、生活文化の振興や社会福祉の増進等に御尽力いただいておりまことに、改めて敬意を表しますとともに、厚く御礼申し上げます。

また、昨年8月に開催された、第六回九州地区公民館研究大会大分大会は、皆様方の御尽力により県内外から約二千名の方々の御参加のもと、無事成功裡に終えることができました。

深く感謝申し上げますとともに、皆様方におかれましては、本大会で得られた成果を糧として、今後も地域課題の解決に一層の取組をお願いいたします。

さて、国民の教養文化を高め、町村の自治向上の基盤となり、産業振興の基礎を培うこと目的に戦後間もなく誕生した公民館は、住民の学習ニーズに応えるため、青年団、婦人会等の活

氣ある活動や協力のもと、講座の開設等、事業の実施を主体とした地域住民の交流や学びの場として地域の活性化に大きく貢献をしてまいりました。

しかしながら、情報化の進展による住民の学習ニーズの多様化と学習機会の増大、過疎化や少子高齢化等により、かつての社会教育関係団体も活気が薄れてくる等、公民館に求められる役割や事業の在り方等が見直しを迫られております。

このような中、これからの大分県公民館には、住民への多様な学習機会の提供、家庭教育の支援、学校・家庭・地域社会の連携の推進等、「人づくり」「まちづくり」の拠点施設としての機能の充実が求められています。とりわけ、教育環境、文化環境、自然環境を整え、まち全体を「まなびや」とし、郷土に誇りを持てるまちづくりを進めていく

のは地域の大人の責任であり、ひいては地域の生涯学習・社会教育の推進の中核的な施設である公民館の果たすべき役割であります。

今まさに、私ども公民館関係者は、自らの専門性を高めるとともに、地域性・生活課題を踏まえ、地域住民の潜在的な要求を十分に把握し、事業の成果等について点検・評価を行うことにより事業の水準の向上を図るとともに、公民館の運営の工夫や改善、地域住民その他の関係者との連携及び協力を推進していくかなければなりません。

また、学校や家庭への支援、地域住民が学習の成果を生かして活動する機会の提供といった新たな役割を果たす一方で、社会の要請に基づく真に必要な講座等は継続していくなど、不易・流行を考えながら公民館の運営を行い、「地域の教育力の向上」や「社会全体の教育力の向上」に寄与していくよう力を尽くしていくことが必要です。

県公民館連合会といたしましては、今後も、皆様方のお力添えをいただきとともに、県教育委員会と連携・協力しながら、関係各方面に向けた公民館活動の重要性についての啓発、公民館の活性化に資する研修等の充実を図る等、県内の公民館活動の活性化に努めてまいりたいと考えています。

終わりに、皆様方のより一層の御健勝、御活躍を祈念申し上げ、ごあいさつといたします。

巻頭言

地区公連発

今回は豊肥地区(竹田・豊後大野)と、日田地区(日田・玖珠・九重)です。

豊肥地区公民館連合会

豊肥地区公民館連合会(豊公連)は、竹田市と豊後大野市の公民館で組織し、公民館活動を推進するための意見交換や、職員の資質向上を目的とした研修会を行っている。豊公連のメンバーは、社会教育の立場から人権問題の学習を進めている。



豊後大野市人権・同和教育研究大会



豊肥地区公民館連合会
会長 阿 南 鋼 一

本年度は、朝地町で開催された「豊後大野市人権・同和教育研究大会」に、研修の一環として参加した。「みんなで力を合わせ、心豊かな明るい町づくり」を統一テーマに、学校教育部会からは朝地小・中学校の取組について、社会教育部会からは人権・同和教育の取組について発表があった。それぞれの発表に、人権教育的重要性を感じた研修会となつた。

また、豊公連の第二回目の研修として、交流分析士の工藤マリ先生を招き、「背広を脱いだ自分を見つめて」というテーマで講演をしていただいた。交流分析という自己発見・自己開発を目的としたこの講演は、自らを振り返るいい機会となつた。

合併以降、どの市でも行財政改革により人員・予算が削減されて

日田地区公民館連合会

日田地区公民館連合会は関係職員相互の連携と資質の向上を図り、生涯学習の推進を目的に活動を行っている。組織の構成は日田市、平成十一年に竣工した文化センターに中央公民館を設置し職員の実践事例として九重町の取組を紹介したい。九重町においては、公民館の二十館及び二分館と玖珠町の中央公民館、九重町の中央公民館と四館の地区公民館で構成され、独自の事業活動を行っている。

また、平成二十一年度から、町が提唱している「日本一の田舎づくり」の館として、四館の地区公民館を位置づけ活動している。「公民館の再編」としては課題が多くあるが職員の配置等視野に入れた再編の取組を考えている。

日田地区公民館連合会では年間一、二回の研修事業を実施している。平成二十一年度の取組としては、八月に開催された第六十回九州地区公民館研究大会へ

の参加(第六分科会「人権教育」の運営・事例発表等)と、十月に、日田地区公連を組織する全職員を行っており、組織の構成は日田市における人権問題学習「思い」に寄り添う」をテーマとして九重町の社会教育委員の小幡千種さんを講師として講演会を行った。

講演では講師自身が九重町の公民館主事だった頃の婦人学級や青年団、子ども会とのかかわりや、初めて体験した解放学習への取組等の講話をしていただいた。公民館では「人権ろばた懇談会の実施」、「人権学習を教室や講座に位置づける」、「館内での標語の展示や人権パネル展の実施」、「団体や関係機関との連携」等を行うことと、日常生活の中で感性を磨く訓練を行い、多くのことに関心や関わりを持つことで、職員の資質の向上につながり、公民館での人権学習を推進することが可能となるなどの教授をいただいた。

会長 甲斐秀一

「人が育ち、人が集い、人が助け合う公民館の在り方」

第60回 九州地区公民館研究大会 大分大会の開催

平成21年8月27日~28日にわたり、別府市において、県内外から二千人に及ぶ関係者が参加して盛大に開催された。



各分科会の概要

(研究協議より)

第1分科会

「公民館の管理運営」

・地域づくりの拠点に自治公民館を据え、地域住民を代表する公民館運営審議会の委員が徹底した住民目線で関わろうとしていることが、住民参加による地域づくりを実現することに他ならない。

・地域住民参画型による協働とは、行政(公民館・地域・講師(ボランティア))等が協力し合うことである。

第2分科会

「地域教育力の向上」

・もつと発想の転換をして事業の見直しを進め、さらに地区公民館と自治公民館の関係を整理し、パイプを強化することが必要である。

第5分科会

「成人教育」

・社会のニーズにあった学習課題、地域課題に関する講座、企業と地域の連携を図る講座等を企画することも必要である。

・地域づくりをするためには、高齢者がリーダーとなりえる人材づくりも必要である。受講生が受け身ではなく、主体的にこういう風なことをやりたいといった意見が出ることが大事である。

記念講演の概要

演題「家庭・学校・地域づくりを支援する公民館の活動」

講師 明石 要一 氏(千葉大学教育学部教授)

家庭・学校・地域を取り巻く時代は早いテンポで変わっており、何よりも地域と親が変わった。今の子どもが抱える課題は経済格差に伴う「体験格差」であり、それは参加した人が人権を知る、理解する学習であり、もつ一つは人権

教育がある。講座の全てが人権教育がある。講座の全てが人権感覚に支えられた人権意識を持つた講座だという捉え方が必要である。

・人権講座の手法の方向性は、一

・自治公民館活動は地域活動の核

である。国、県、市町村、自治

会が上下関係や予算のあるなし

でつながるのではなく、地域づ

くりのために全ての組織が連携

することが大事である。

・地道な取組で地域は少しずつ変化していく。子どもが安心して

元気に生活でき、それを大人が

笑顔で支えていけば地域は元気

になる。保護者と連携して、高

齢者の力を活用し、地域づくり

を協働して進めるべきである。

・自治公民館活動は地域活動の核

である。国、県、市町村、自治

会が上下関係や予算のあるなし

でつながるのではなく、地域づ

くりのために全ての組織が連携

することが大事である。

がまちを誇りに思い、住民が自立していかなければリピーターはない。

・自分たちの住む地域の魅力を再発見するには、事業を単発ではなく、継続的に行うことが必要である。

問題のない明るい社会にするため、に自分の生き方を学ぶ学習である。

2 大分県公民館連合会ひろば



大分市野津原公民館
あふるさと
故郷を自慢できる
人を育てたい

指導主事 祖田博則

野津原地区内の小学校三校(六年生対象)と中学校一校(一年生対象)で「野津原郁々堂」(郁々堂は郷校の名前)という体験学習を実施している。

「肥後街道を子どもたちと歩こう!」。子どもたちは、故郷の歴史や遺産をどれだけ知っているだろうか。目の前にあっても、その存在を知らないのではないか。実際に自分の目で見て体験して故郷を知りたい。

肥後街道は、加藤清正や細川氏が参勤交代道路として利用したほか、勝海舟と坂本龍馬が一緒に歩いている(『海舟日記』)。更に、伊能忠敬や吉田松陰も歩いた由緒ある歴史の道である。

本館では、学社連携事業として野津原地区内の小学校三校(六年生対象)と中学校一校(一年生対象)で「野津原郁々堂」(郁々堂は郷校の名前)という体験学習を実施している。



大分市野津原公民館

五月 春に咲いていた株から採種、



今市の石畳
は有名であるが、公民館の前から中学校までのコース
でのコース
は、赤坂の石
畠、夜泣き止
め地蔵、伊塚
の石畠、矢貫の石橋、町上の石畠跡



の石畠、矢貫の石橋、町上の石畠跡

など歴史の遺産が見られる。

上浦地区公民館は、山と海に囲まれた自然豊かな場所に位置し、初日の出の名所「豊後一見ヶ浦」を公民館から眺めることができる。旧上浦町時代の昭和六十二年に完成した公民館は、現在に至るまで地域住民の活動拠点として愛され続けてい

る。当時から公民館には公民館講座

は無く、自主講座(サークル)で公民

館施設を利用する方が大半である。

自主講座以外での公民館利用は一

般利用の他に、社会教育事業で利

用している。数ある社会教育事業の中

から「しめ縄張り替え体験並びにも

ちつき体験教室」を紹介したい。平

成七年に旧上浦町と旧荻町が姉妹

都市を結んだ縁で互いの町が市町

村合併した後も

交流が続いている。毎

年春と秋

で活動している八団体に依頼して

VTRを見たりした。最後に、地区

で活動している八団体に依頼して

作成した「のつはる知つちよるか
えクイズ」に挑戦した。後日、遠足

等で実際に体験した子どもたちか

ら、自分の家の近くに歴史的遺産

があることに驚いたという感想が

多くあった。

野津原地区の人口は都市部への

流出で減ってきており、故郷の素

晴らしさを体験することで自分の

故郷を愛したとえ他地区に行っ

たとしても故郷を自慢できる人に

なってほしいと心から願っている。

佐伯市上浦地区公民館
主任 中村裕樹

佐伯市上浦地区公民館

主任 中村 裕樹



に上浦の東雲小学生が荻町を訪れ、

荻町の荻小学生と共に田植え・稻刈

りを行い、十一月の第二日曜日に行

われる大しめ縄の張り替え時に荻

小学生が上浦を訪れ、「しめ縄張り替

え体験並びにもちつき体験教室」を

行っている。子ども達は体中ワラま

みになりながらも互いに協力し

合い、「しめ縄作り」を手伝っている。

しめ縄作業後は公民館に徒歩で移

動し、子ども達が秋に収穫したもち

米を用いて、もちつき体験教室を

行っている。この交流事業で見せる

子どもたちの屈託ない笑顔がとて

も印象的である。当公民館で合併後

も続くこの事業は、大変意義がある

と思われる。子ども達の益々の活躍

を願つとともに、この事業で培つた

協力精神を今後に活かしてほし

いと願つている。

中津市南部公民館

館長 井上孝行

「南部地区を花で いっぱいにしよう」

三年前、地域

の方から南部地区を中心

に開催される「城下町中津のひなまつり」を華

やかにする花

はないだろう

かとの相談が

あった。そこで、寒さに強く春らしさを感じる

桜草

を勧め、一緒に育てましよう

とい

うことになつた。さらに他地区で興味のある人も一緒に育てら

れる

ように公民館講座(園芸)として募集することにした。「一人百

割

は必ず隣近所や友人に配ること

も

と種から育てるることを約束事として三十五名でスタートした。

五月

春に咲いていた株から採種、

六月に播種、七月に一回目の植替え、

九月

に二回目の植替え、十一月に定植した。途中病気や害虫被害で、一

人百本には及ばなかつたが七十本ほど持ち帰ることができた。それとは別に講座で使用する培養土を購入するために、ひなまつり会場で五百本、公民館祭で四百五十本の桜草を地域の方に販売することができた。合計で約三千本の桜草が、南部地区を中心に桜より一足早く中津の町を飾ることになった。

麟人や友人から「きれいに咲きました、ありがとうございます」と言われるなど花を通して隣近所、知人いろいろな人々ともつながりも深まり、地域の活性化にもつながっている。この取組は年々広がりを見せ、昨年から本耶馬渓の青の洞門地域でも育てられていた。

公民館の財産処分手続の留意点について

財産処分手続の考え方

☆平成10年3月31日付け文部科学省生涯学習局長裁定(平成20年7月25日改正)により、「概ね10年を経過したものについては補助の目的を達成したものとみなし、原則、補助金の返納はしなくてよい。」とされました。

☆ただし、現在の公民館活動や社会教育活動が十分維持されていることが大前提であり、そのことが確実に読みとれる内容の文書や参考資料の提出が求められます。

① 財産処分の手続(報告)が必要となる主なケースは?

例1

公民館の一部を教育委員会事務局事務室や首長部局事務室として利用。

「一部転用」となり、報告が必要です。

例2

公民館の老朽化等に伴い、建物を倉庫等として使用。公民館機能を他の施設に移転。

「全部転用」となり、報告が必要です。

例3

公民館の老朽化等に伴い、建物を取り壊して公民館機能を他の施設に移転。

「取り壊し」となり、報告が必要です。

例4

公民館図書室を図書館の分館として利用。

「一部転用」となり、報告が必要です。

② 手続の時期は?

○原則として、財産処分を行う前に報告書(様式2※)を提出しなければなりません。

○報告が遅れた場合には、「遅延理由書」の提出が必要となります。

③ 必ず必要な書類は?

☆処分内容(転用、取り壊し、譲渡、貸付、交換等)にかかわらず、必ず提出しなければならない書類は次のとおりです。

①財産処分報告書(様式2)

○「2 経過及び処分の理由」の文章中には、施設整備の経緯、処分の理由を記載します。

○施設を処分しても、今までと同等の機能を他の施設等で果たすことなどにより、住民サービスの低下は招かないということが必要であり、代替の内容を必ず記載してください。

②補助金の額の確定通知の写し

○額の確定通知を紛失している場合は、歳入歳出決算書の写し(原本証明が必要)の提出でも可能です。

③処分する施設の平面図

④新旧事業比較表

○財産処分の対象となる施設における前年度の事業実績と代替施設における事業予定を比較する形で記載してください。

○記載した各事業への参加人数(代替施設は見込み人数)と年間開催回数も記載します。

☆その他処分内容によって、処分する施設の現況写真、設置条例等、必須書類以外にも提出が求められます。

※財産処分報告書(様式2)については、平成20年8月21日付け教委生第857号「『公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の承認等について』の改正等について」の添付資料として各市町村教育委員会にお送りしています。

詳細については、県教育庁社会教育課までお問い合わせください。 TEL 097-506-5526